

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消請求上告受理申立て事件
国側当事者・国

平成21年2月17日却下・確定

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年7月24日判決、本資料258号-140・順号10998)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年11月27日判決、本資料258号-230・順号11088)

決 定

申立人 甲
相手方 国
同代表者法務大臣 森 英介

上記当事者間の当庁平成●●(〇〇)第●●号相続税更正処分取消請求控訴事件について、当裁判所が平成20年11月27日にした判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件上告受理の申立てを却下する。
- 2 上告受理申立費用は、申立人の負担とする。

理 由

本件上告状兼上告受理申立書には、上告受理申立ての理由の記載がない。また、申立人が平成20年12月24日に上告受理申立て通知書の送達を受けたことは、本件記録中の送達報告書によって明白であるところ、申立人は通知を受けた日から50日以内(平成21年2月12日)に上告受理申立理由書を提出すべきであるにもかかわらず、これを提出しない。

よって、民事訴訟法318条5項、316条1項2号により本件上告受理の申立てを却下する。

平成21年2月17日

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 青柳 馨

裁判官 小林 昭彦

裁判官 中嶋 功